

中央図書館への指定管理者制度導入の取り組みについて

平成 24 年 12 月 苫小牧市教育委員会

1 はじめに ～ 指定管理制度導入検討の理由

図書館の運営には、司書など専門的人材の確保、蔵書の整備などに要する予算の確保、情報化の進展など時代の変化に伴う利用者ニーズへの対応など、様々なことが求められております。

専門的な職員の確保については、現在は一般職で採用された職員が司書として勤務しており、人事ローテーションによる一定期間での異動となるため、時代の変化に対応することができる専門的人材を図書館の専任の職員として養成することは大変難しい状況となっております。

また、行財政環境が大変厳しい状況では、将来にわたって十分な蔵書整備費などの予算を確保することは難しいと考えております。

一方、図書館の指定管理を行っている民間事業者は、社内で育成した専門的人材を多く抱え、また図書館運営に関するノウハウを有しています。また、公立図書館に占める指定管理者の割合も増加しており、平成 20 年には 6.5%であったものが平成 23 年には 10.7%となっていることから、制度導入によるサービス向上が他の自治体においても評価されているものと考えております。

教育委員会としては、指定管理者制度を導入し、専門の民間事業者の持つ能力を活用し、図書館運営に関する費用の削減と、市民サービスの向上を図っていききたいと考えているところです。

2 導入の効果

(1) 費用の削減

当初の積算では年間約 1 千 8 百万円を見込んでおりますが、現在詳細な削減額について検討しているところです。

(2) 市民に対するサービスの向上

図書館運営に必要とされる専門職員の配置と柔軟な勤務体制、及び専門業者が持つノウハウの活用が可能になり、次のような市民サービスの向上が見込まれるところです。

- ア 新規事業など多彩な事業の実施
- イ 調査・相談などレファレンスサービスにおける的確な対応と迅速化
- ウ 節減効果から生まれる財源による蔵書整備の拡充
- エ 利用時間の拡大

オ 事業者のネットワークを利用した幅広い情報サービスの提供

(3) 様々な懸念について

図書館協議会からの答申において、様々な懸念される問題が記載されておりますが、教育委員会としてはいずれについても、対応が可能であると考えております。

3 市民説明と社会教育委員会への協議について

- (1) 市民に理解していただけるように、指定管理制度導入に関する教育委員会の考え、図書館協議会の答申とそれに対する教育委員会の考え、他市の導入事例などについて図書館内の掲示板やホームページ上で周知を行います。
- (2) 社会教育委員会議へ制度導入の協議を行い、委員から意見をいただきます。
- (3) 導入に際しては図書館条例の改正を行いますが、その際にパブリックコメントを実施します。

4 制度導入までの今後のスケジュール（予定）

24年12月-1月	社会教育委員会議への協議
25年2月-3月	教育委員会議で導入の意思決定
6月	図書館条例の改正
7月	指定管理者の公募
12月	受託業者の決定
26年4月	指定管理者制度の実施

※ 添付資料

- ① 図書館協議会からの答申（平成24年11月2日）に対する考え
- ② 図書館協議会からの答申
 - ア 答申
 - イ 答申概略
 - ウ 苫小牧市立中央図書館 理想の図書館像
- ③ 図書館協議会への諮問